三　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この省令による改正後の水道法施行規則第九条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

○国土交通省令第九十号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉川　貴盛**

放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）

第一条　放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 2　（略） 一　（略） 二　放射性輸送物　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）をいう。 三～八　（略） （見張人） **第十五条**　放射性輸送物等（施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物、当該放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及び当該放射性輸送物が収納されているコンテナを除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。	（定義） **第二条**　この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 2　（略） 一　（略） 二　放射性輸送物　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）をいう。 三～八　（略） （見張人） **第十五条**　放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。